◇組合等登記令の一部を改正する政令（政令第二七〇号）（法務省）

1　特定非営利活動法人の登記事項から資産の総額を削除することとした。（別表関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとすることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二八年法律第七〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年一〇月一日）から施行することとした。

◇地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二七一号）（内閣府本府）

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日を平成三〇年一〇月一日とすることとした。

◇地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第二七二号）（内閣府本府）

1　題名の改正（題名関係）

題名を「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令」に改めることとした。

2　特定地域内学部収容定員の算定方法（新第二条関係）

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）第一三条に規定する特定地域内学部収容定員は、大学の学部にあっては当該学部の学科ごとの年次別収容定員（修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定したものをいう。）のうち特定年次（学生がその履修する教育課程において主として法第五条第三項に規定する特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令で定める基準に該当する年次をいう。）に係るものを合算し、短期大学の学科にあっては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとした。

3　特定地域内学部等収容定員の算定方法（新第三条関係）

法第一三条第一号に規定する特定地域内学部等収容定員は、大学の学部及び短期大学の学科にあっては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から法第一三条第三号に掲げる場合（5の㈢の場合を除く。）に増加させた特定地域内学部収容定員を控除して、高等専門学校の学科にあっては当該学科（第四学年及び第五学年に係る部分に限る。）の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したものから平成三二年一月一日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校の専門課程にあってはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、算定するものとした。

4　特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加（新第四条関係）

㈠　法第一三条第一号又は第二号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとした。

㈡　法第一三条第一号又は第二号に掲げる場合に増加させることができる特定地域内学部収容定員の数の範囲は、当該増加と併せて減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲とすることとした。ただし、特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科等の修業年限の年数が、特定地域内学部等収容定員を減少させる大学の学部の学科等の修業年限の年数より長い場合には、所要の例外を設けることとした。

5　法第一三条第三号の政令で定める場合（新第五条関係）

法第一三条第三号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とすることとした。

㈠　出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

㈡　就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合として内閣府令・文部科学省令で定める場合

㈢　修業年限を延長することと併せて、必要な範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

㈣　その他内閣府令・文部科学省令で定める場合

6　法附則第三条第一号の政令で定める事項（新附則第二条関係）

法附則第三条第一号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とすることとした。

㈠　特定地域内における大学の設置

㈡　特定地域内における大学の学部又は短期大学の学科の設置であって、当該大学又は短期大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

㈢　特定地域内における私立学校である大学の学部の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類又は分野の変更を伴うもの

㈣　特定地域内学部収容定員の増加を伴う私立学校である大学の収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴うもの

7　特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転等についての届出（新附則第三条関係）

法附則第三条第三号の届出は、平成三〇年一二月三一日までに、次の事項であって平成三一年一二月三一日までに行われるものについて、内閣府令・文部科学省令で定める様式に従い、行うものとした。

㈠　学校教育法第四条第二項の規定により文部科学大臣に届け出なければならない事項

㈡　特定地域内における公立学校である大学の学部の学科の設置

㈢　特定地域内学部収容定員の増加を伴う公立学校である大学の収容定員に係る学則の変更（新第五条関係）

㈣　㈠から㈢までの事項のほか、内閣府令・文部科学省令で定める事項

8　法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備（新附則第四条関係）

法附則第三条第四号の政令で定める相当程度の準備は、次の㈠及び㈡の要件のいずれにも該当するものとした。

㈠　特定地域内学部収容定員の増加に関し、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、当該大学の設置者等が意思決定を行い、及びその内容を公表していること。

㈡　校舎の新築又は増築、教育の用に供する機械又は器具の購入その他の施設又は設備の設置又は整備に関し、当該大学の設置者等が契約その他の行為であって内閣府令・文部科学省令で定めるものを行っていること。

9　施行期日等

㈠　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

㈡　施行期日

この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年一〇月一日）から施行することとした。

◇就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七三号）（内閣府本府）

1　幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の特例を講ずる期限

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成一八年法律第七七号）附則第二項の幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の特例を講ずる期限である政令で定める日は、平成三五年三月三一日とするものとした。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三〇年法律第六六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。
